

## NEWS RELEASE

各位

平成 30 年 3 月 15 日

2018 年春季労使交渉の妥結について

セーレン(株) (東京本社: 港区南青山 福井本社: 福井市毛矢 / 代表取締役会長: 川田達男) は、本日、セーレン労働組合 (岩倉善一執行委員長) と 2018 年春季労使交渉を妥結いたしましたのでお知らせいたします。

今春季労使交渉では、「経済動向」「労働需給」などの外的要素と「企業業績」「雇用の安定」などの内的要素を総合的に勘案し、自社の収益に見合った積極的な対応を図ることが、事業発展に尽力してきた従業員の頑張りに応え、モチベーション向上につながるものと判断し、平成 30 年度は、+1,000 円のベースアップを実施いたします。今回の労使合意により、ベースアップを含めた月例給与引き上げ額は、組合員平均 5,500 円となります。

働き方改革として、平成 30 年 4 月より、働く意欲の従業員が生涯働き続けることができるよう雇用の年齢制限を撤廃するとともに、従業員自らが勤務地域を選択できる「勤務地域選択制度」を導入し、全従業員に一人一人のライフサイクルに合った多様かつ柔軟な働き方を提供してまいります。

以上

\* お問い合わせ セーレン株式会社 グローバル総務本部長 勝木 知文  
福井本社 TEL : 0776-35-2111